

社会福祉法人温知福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人温知福祉会（以下「法人」という）定款第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬について定めるものとする。

(支給)

第2条 役員には、別表1の通り報酬を支給する。

(支給方法)

第3条 役員に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規則第4条に準じた日とする。

2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(計算)

第4条 新たに役員に就任した者は、その月から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

3 本条第2項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、評議員会の承認があった平成29年6月9日より施行する。

附則 この規程は、評議員会の承認があった2021年3月26日より施行する。

別表1 (役員報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|---------------|------------|
| 理事長（常勤） | 月額300,000円 |
| 理事長（非常勤） | 月額150,000円 |
| 業務執行理事 | 月額 50,000円 |
| 理事（常勤、嘱託職員理事） | 月額 30,000円 |
| 理事（非常勤） | 月額 10,000円 |
| 監事 | 月額 10,000円 |

社会福祉法人温知福祉会 役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人温知福祉会（以下「法人」という）定款第24条に基づき、役員（理事及び監事）の退職手当について定めるものとする。

(支給)

第2条 役員が退職する際には、退職手当を支給する。

- 2 法人運営に関し役員としての役務上果たした役割、効果、寄与度、職責上負った個人的リスクなどを総合的に検討し、功績が認められる者には功労金を上乘せして支給する。ただし、功労金は役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者を対象とする。

(算定方法)

第3条 役員に対する退職手当及び功労金の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 退職手当については、別表1に定める算式により算出される額を基準とし、その決定は理事長が行う。
- (2) 功労金を算定するにあたっては第2条第2項を勘案し、退職手当の50%を上限に算出できるものとし、その決定は理事長が行う。
 - 2 理事長の退職に当たっては、業務執行理事がこれを決することができる。

(支給方法)

第4条 役員に対する退職手当及び功労金の支給時期は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6ヶ月以内に本人へ支給する。

- 2 死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与の支給を受けている役員（嘱託職員を含む）には退職手当及び功労金は支給しないものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める

こととする。

附則 この規程は、評議員会の承認があった平成29年6月9日より施行する。

附則 この規程は、評議員会の承認があった2021年3月26日より施行する。

別表1

(退職手当算定式)

役員報酬×該当報酬経過月数

※上記在任期間は1ヶ月単位とし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。